

## 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則

昭和41年7月22日最高裁判所規則第6号

改正 昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号

昭和44年9月1日最高裁判所規則第7号

昭和50年3月31日最高裁判所規則第1号

昭和50年10月31日最高裁判所規則第4号

昭和52年7月30日最高裁判所規則第3号

昭和56年7月15日最高裁判所規則第6号

昭和57年6月14日最高裁判所規則第4号

昭和58年3月14日最高裁判所規則第2号

昭和63年9月28日最高裁判所規則第5号

平成6年8月1日最高裁判所規則第5号

平成9年11月26日最高裁判所規則第7号

平成10年7月27日最高裁判所規則第3号

平成11年4月1日最高裁判所規則第2号

平成16年3月31日最高裁判所規則第7号

平成17年2月14日最高裁判所規則第7号

平成19年3月29日最高裁判所規則第3号

平成20年5月30日最高裁判所規則第7号

平成22年7月29日最高裁判所規則第6号

平成24年3月12日最高裁判所規則第3号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則を次のように定める。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則

第一条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表上欄に掲げる組織の区分に応じ、これに対応する同表下欄に掲げる裁判所職員(以下「職員」という。)とする。

第二条 任命権者は、管理職員等以外の者が管理職員等になったとき、又は管理職員等が管理職員等以外の職員になったときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨をその職員に通知しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭五〇最裁規一・昭五〇最裁規四・一部改正)

附則(昭和四四年九月一日最高裁判所規則第六号)抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附則(昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号)抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則(昭五〇年三月三十一日最高裁判所規則第一号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則(昭五〇年一〇月三十一日最高裁判所規則第四号)

この規則は、昭和五十年十一月一日から施行する。

附則(昭五二年七月三〇日最高裁判所規則第三号)

この規則は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附則(昭五六年七月一五日最高裁判所規則第六号)

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附則(昭五七年六月一四日最高裁判所規則第四号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年七月十五日から施行する。

附則(昭五八年三月一四日最高裁判所規則第二号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則(昭六三年九月二八日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則(平成六年八月一日最高裁判所規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成九年一一月二六日最高裁判所規則第七号)

この規則は、平成九年十二月一日から施行する。

附則(平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号)

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附則(平成一一年四月一日最高裁判所規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号)抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則(平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号)

この規則は、知的財産高等裁判所設置法(平成十六年法律第百十九号)の施行の日(平成十七年

四月一日)から施行する。

附則(平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則(平成二二年七月二九日最高裁判所規則第六号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則(平成二四年三月一二日最高裁判所規則第三号)

この規則は平成二十四年四月一日から施行する。

別表 管理職員等の範囲(昭五〇最裁規四・全改、昭五二最裁規三・昭五六最裁規六・昭五七最裁規四・昭五八最裁規二・昭六三最裁規五・平六最裁規五・平九最裁規七・平一〇最裁規三・平一一最裁規二・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平一九最裁規三・平二〇最裁規七、平二二最裁規六、平二四最裁規三・一部改正)

組織	職員
最高裁判所	事務総長 事務次長 審議官 家庭審議官 局長 課長 室長 職員管理官 厚生管理官 参事官 首席技官 次席技官 課長補佐(総括) 課長補佐(管理) 人事係長 予算係長 文書係長 庁舎係長 宿舍係長 秘書 人事係員 労働係員 守衛長 大法廷首席書記官 小法廷首席書記官 訟廷首席書記官 裁判所書記官 (最高裁判所が別に定めるものに限る。)
司法研修所	所長 事務局長 事務局次長 総務課長 経理課長 課長補佐(総括) (総務課に置くものに限る。)
裁判所職員総合研修所	所長 事務局長 事務局次長 総務課長 経理課長 課長補佐(総括) (総務課に置くものに限る。)
最高裁判所図書館	館長 副館長 総務課長 課長補佐(総括) (総務課に置くものに限る。)
高等裁判所	事務局長 知的財産高等裁判所事務局長 事務局次長 総括企画官 課長 文書企画官 企画官 首席技官 課長補佐(管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の指定する高等裁判所に置くものに限る。) 首席書記官 知的財産高等裁判所首席書記官 次席書記官 主任書記官

	(最高裁判所が別に定めるものに限る。) 訟廷管理官 訟廷副管理官
地方裁判所	<p>事務局長 事務局次長 課長 文書企画官 企画官 課長補佐(管理) 人事係長 守衛長(最高裁判所の指定する地方裁判所に置くものに限る。)</p> <p>首席書記官 次席書記官 総括主任書記官 主任書記官(最高裁判所が別に定めるものに限る。) 訟廷管理官 訟廷副管理官 裁判員調整官 速記管理官(最高裁判所の指定する地方裁判所に置くものに限る。)</p>
家庭裁判所	<p>事務局長 事務局次長 課長 課長補佐(管理) 人事係長 守衛長(最高裁判所の指定する家庭裁判所に置くものに限る。)</p> <p>首席書記官 次席書記官 主任書記官(最高裁判所が別に定めるものに限る。) 訟廷管理官 訟廷副管理官 首席家庭裁判所調査官 次席家庭裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 主任家庭裁判所調査官(最高裁判所が別に定めるものに限る。)</p>
簡易裁判所	<p>事務部長 課長(最高裁判所の指定する簡易裁判所に置くものに限る。)</p> <p>首席書記官 次席書記官 主任書記官(最高裁判所が別に定めるものに限る。) 訟廷管理官 訟廷副管理官</p>
検察審査会	<p>事務局長(最高裁判所の指定する検察審査会に置くものに限る。)</p> <p>総務課長(最高裁判所の指定する検察審査会に置くものに限る。)</p>
備考	<p>一 この表の職員欄に掲げる職員の占める官職は、最高裁判所が別に定める日において設置されているものとする。</p> <p>二 この表中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。</p> <p>1 課長補佐(総括) 課長、室長、厚生管理官又は訟廷首席書記官の職務全般についてこれらを補佐し、係(課、室等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務をもつものをいう。以下同じ。)の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(審査官を含む。)をいう。</p> <p>2 課長補佐(管理) 課長又は職員管理官の行う部内の人事、職員団体との関係、組織、定員、経理、文書の審査、庁舎又は宿舎に関する事務についてこれらを補佐し、係の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(審査官を含む。)をいう。</p> <p>3 人事係長 部内職員の任用、昇格、昇給、保健、レクリエーション、安全、厚生、分限、懲戒、苦情処理若しくは服務に関する事務、部</p>

内の職員団体との関係に関する事務、部内の組織に関する事務若しくは部内の定員配置に関する事務をもつぱら担当する係又はこれらの事務を主として担当するほか、部内職員の人事記録、試験、給与の支払い、人事評価、研修、災害補償その他人事に関する事務を担当する係の長及びこれに準ずる地位にある者をいう。

4 予算係長 予算に関する事務をもつぱら担当し、又はこれらの事務を主として担当するほか、その他の経理に関する事務を担当する係の長をいう。

5 文書係長 部内の人事、組織、職務の分掌、庁舎の管理等に関する規程案の審査に関する事務を主として担当する係の長をいう。ただし、字句の審査のみを担当する者を除く。

6 庁舎係長 主として庁舎の管理又は警備を担当する係（庁内の取締りを担当しないものを除く。）の長をいう。

7 宿舍係長 職員の宿舍に関する事務をもつぱら担当する係（部内職員に対する宿舍に関する事務を担当しないものを除く。）の長をいう。

8 秘書 最高裁判所の裁判官の秘書事務を担当する職員のうち、監督的地位にある者をいう。

9 人事係員 主として部内職員の任用、昇格又は昇給についてその企画に関する事務を担当する上席係員をいう。

10 労働係員 主として部内の職員団体との関係に関する事務を担当する職員をいう。ただし、文書の謄写、浄書等の単純な事務のみを担当する者を除く。

11 守衛長 守衛（庁舎又は構内の警備に従事する職員をいう。）のうち、監督的地位にある者をいう。